

●香川県告示第314号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年10月18日から同年11月1日まで西詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年10月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町生里10番地 三島 朝弘

三豊市詫間町生里993番地 岡田 正信

三豊市詫間町生里649番地 大北 正明

2 加入区の名称

三崎加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西詫間漁業協同組合